

国内周波数分配の脚注

J1
8. 3kHz 未満の周波数の割当ては、8. 3kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J2
気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年 1 月 1 日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R 勧告 RS. 1881 を適用する。

J3
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局による A1A 又は F1B 電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B 又は J7B 電波の発射をすることができる。

J4
この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。

J5
固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C 又は F3C 電波の発射に限る。

J6
海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C 又は F3C 電波の発射に限る。

J7
この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力で 1 W を超えてはならず、無線通信規則第 5. 67 号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J8
この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。

J9
450-460kHz の周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。

J10
490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による 415-495kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による 472-479kHz の周波数帯の使用は、490kHz の周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J11
海上移動業務による 415-495kHz 及び 505-526. 5kHz の周波数帯の使用は、無線電信に限り、また、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件として、最新版の ITU-R 勧告 M. 2010 に従い NAVDAT システムにも使用することができる。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J12
この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価等方輻射電力は、1W を超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J13
490kHz、518kHz 及び 4209. 5kHz の周波数の電波を用いるナブテックス用の海岸局を開設するときは、国際海事機関(IMO)の手続(決議第 339(WRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J14
495-505kHz の周波数帯は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2010 に示す国際的な NAVDAT システムに使用される。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J15
500kHz 及び 4226kHz の周波数の NAVDAT システムを利用する海岸局を開設するときは、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に従うことを条件とする。また、国際海事機関(IMO)の手続(決議第 364(WRC-23)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J16
518kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際ナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J17
放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における MF 帯並びに第一地域における LF 帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975 年、ジュネーヴ)(昭和 51 年郵政省告示第 810 号)に合致することを条件とする。

J18
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号イに規定する周波数とする。

J19
2174. 5kHz、4177. 5kHz、6268kHz、8376. 5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、最新版の ITU-R 勧告 M. 541 に示す自動接続システム(ACS)のために使用する。

J20
2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173. 5-2190. 5kHz とする。

J21
2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121. 5MHz、156. 525MHz、156. 8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J22
2187. 5kHz、4207. 5kHz、6312kHz、8414. 5kHz、12577kHz 及び 16804. 5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J23
3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、共同の搜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J24
3155-3195kHz の周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J25
4125kHz 及び 6215kHz の搬送周波数は、2182kHz の搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J26
4209. 5kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するナブテックス用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J27
4210kHz、6314kHz、8416. 5kHz、12579kHz、16806. 5kHz、19680. 5kHz、22376kHz 及び 26100. 5kHz の周波数は、海上安全情報 (MSI) の送信のための国際周波数とする（無線通信規則付録第 15 号及び第 17 号参照）。

J28
無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

J29
A1A 電波 4630kHz の周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J30
5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第 12 条の規定の手続が適用される。また、決議第 517 (WRC-19、改) に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J31
この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で移動業務 (航空移動 (R) 業務を除く。) の局に使用することができる。

J32
6337. 5kHz、8443kHz、12663. 5kHz、16909. 5kHz 及び 22450. 5kHz の周波数は、NAVDAT システムによる海上安全情報 (MSI) の伝送のための地域周波数とする（無線通信規則付録第 15 号及び第 17 号参照）。

J33
6765-6795kHz (中心周波数 6780kHz)、61-61. 5GHz (中心周波数 61. 25GHz)、122-123GHz (中心周波数 122. 5GHz) 及び 244-246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯は、ITU-R の研究結果を踏まえて産業科学医療用 (ISM) 装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz (中心周波数 6780kHz) 及び 244-246GHz (中心周波数 245GHz) の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J34
この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものに使用することができる。これらの業務にこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J35
7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J36
8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J37
無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

J38
アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J39
13360-13410kHz、25550-25670kHz、37. 5-38. 25MHz、73-74. 6MHz、322-328. 6MHz、406. 1-410MHz、6 08-614MHz、1330-1400MHz、1610. 6-1613. 8MHz、1660-1670MHz、1718. 8-1722. 2MHz、2655-2690MHz、3 260-3267MHz、3332-3339MHz、3345. 8-3352. 5MHz、6650-6675. 2MHz、10. 6-10. 68GHz、14. 47-14. 5GHz、22. 01-22. 21GHz、22. 21-22. 5GHz、22. 81-22. 86GHz、23. 07-23. 12GHz、31. 2-31. 3GHz、31. 5-31. 8GHz、36. 43-36. 5GHz、42. 5-43. 5GHz、48. 94-49. 04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94. 1-100GHz、102-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz、128. 33-128. 59GHz、129. 23-129. 49GHz、130-134GHz、136-148. 5GHz、151. 5-1 58. 5GHz、168. 59-168. 93GHz、171. 11-171. 45GHz、172. 31-172. 65GHz、173. 52-173. 85GHz、195. 75-1 96. 15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第 4. 5 号、第 4. 6 号及び第 29 条参照）。

J40
13553-13567kHz (中心周波数 13560kHz)、26957-27283kHz (中心周波数 27120kHz)、40. 66-40. 70MHz (中心周波数 40. 68MHz)、2400-2500MHz (中心周波数 2450MHz)、5725-5875MHz (中心周波数 5800MHz) 及び 24-24. 25GHz (中心周波数 24. 125GHz) の周波数帯は、産業科学医療用 (ISM) に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。

J41
15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J42
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J43

この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J44
固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J45
地球探査衛星業務(能動)による 40-50MHz の周波数帯の使用は、決議第 667(WRC-23)で定められた地理上の区域制限並びに運用条件及び技術的条件に従わなければならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J46
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J47
無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第 217(WRC-23、改)に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。

J48
75MHz の周波数は、マーカ・ビーコンに割り当てる。電力又は地理的位置によりマーカ・ビーコンに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8-75.2MHz の保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J49
この周波数帯は、国際航空標準に従って運用するシステムに限り、一次業務で航空移動(R)業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第 413(WRC-23、改)の規定に従わなければならない。108-112MHz の周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J50
この周波数帯において、121.5MHz の周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHz の周波数を 121.5MHz の補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務及び航空移動衛星業務の局と通信することができる。

J51
この周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J52
132-136MHz の周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J53
航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則第 9.16 号の規定は適用されない。この使用は、国際航空標準に従って運用される非静止衛星システムに限る。決議第 406(WRC-23)を適用する。

J54

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、航空移動衛星(R)業務による使用より優先される。

J55
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J56
137-138MHz の周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第 660(WRC-19)に従うことを条件とする。決議第 32(WRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯に一次業務で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

J57
この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz 及び 608-614MHz の周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版の ITU-R 勧告 RA.769 に示されている実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J58
137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.7875-161.9375MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-19、改)の規定を適用する。

J59
移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J60
無線通信規則付録第 4 号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 137.175-137.825MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定を適用しない。

J61
この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J62
この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J63
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定は適用しない。

J64
この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.221 号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J65
宇宙運用業務(地球から宇宙)による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32(WRC-19)に従った短期間ミッションに使用され

る宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号の規定も適用される。148-149. 9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149. 9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いでは、時間率 1%以上で電力束密度が-149dB(W/(m2・4kHz))を超えてはならない。この電力束密度の制限値を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

J66
移動衛星業務による 149. 9–150. 05MHz 及び 399. 9–400. 05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J67
156. 525MHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J68
156. 8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J69
移動衛星業務(地球から宇宙)による 156. 7625-156. 7875MHz 及び 156. 8125-156. 8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J70
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

J71
海上移動衛星業務(宇宙から地球)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

J72
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J73
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9375-161. 9625MHz 及び 161. 9875-162. 0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J74
161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。

J75
移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J76
この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J77
この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J78
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J79
243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J80
247. 9-250. 2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J81
235-322MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第 5. 256A 号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

J82
小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J83
この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J84
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J85
399. 9-400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の等価等方輻射電力は、399. 9-400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。
399. 99-400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J86
400. 02-400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 260A 号の規定は適用しない。

J87
400.1MHz の標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J88
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J89
この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J90
401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。
気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。
気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35,786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、この制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までにご利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

J91
2007 年 4 月 28 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5.264A 号の規定の適用が免除され、401.898-402.522MHz の周波数帯において、最大等価等方輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次業務で運用することができる。

J92
固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J93
この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J94
宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

J95
この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J96
435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

J97
移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J98
地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA.1260-2 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J99
449.75-450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J100
460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J101
この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J102
この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第 6 条第 2 項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

J103
608-614MHz の周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J104
放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHz の周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)及び一般業務用(特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J105
この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J106
806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-23、改)及び決議第 749(WRC-23、改)参照)。

J107

この周波数帯は、電気通信業務用を法第 6 条第 1 項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の従たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第 26 条第 2 項第 5 号ロに掲げる周波数とする。

J108

この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

J109

無線通信規則第 5. 328B 号を参照すること。

J110

この周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608(WRC-19、改)参照)。

J111

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。

J112

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J113

1260-1300MHz の周波数帯におけるアマチュア業務及び 1260-1270MHz の周波数帯におけるアマチュア衛星業務(地球から宇宙)の局は、無線通信規則第 5. 29 号に従い、無線航行衛星業務(宇宙から地球)の受信機に有害な混信を生じさせてはならない(ITU-R 勧告 M. 2164 の最新版を参照)。

J114

この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J115

この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J116

無線航行衛星業務の地球局又は無線標定業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせてはならず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J117

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J118

1370-1400MHz、4950-4990MHz 及び 15. 20-15. 35GHz の周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J119

1400-1427MHz、2690-2700MHz、10. 68-10. 7GHz、15. 35-15. 4GHz、23. 6-24GHz、31. 3-31. 5GHz、50. 2-50. 4GHz、52. 6-54. 25GHz、86-92GHz、100-102GHz、109. 5-111. 8GHz、114. 25-116GHz、148. 5-151. 5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191. 8GHz、200-209GHz、226-231. 5GHz 及び 250-252GHz の周波数帯では、全ての電波の発射を禁止する。ただし、超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

J120

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J121

この周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網(PSTN)と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の 4kHz の帯域幅で-150dB(W /m²)とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J122

この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照)及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。

J123

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212(WRC-23、改)及び第 225(WRC-23、改)を参照すること。

J124

この周波数帯において、移動衛星業務(海上移動衛星業務を除く。)の局は、無線通信規則第 5. 352 A 号に掲げる国及び地域における 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J125

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のフィーダリンクにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J126

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J127

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の

第Ⅱ節の手續の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の遭難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による遭難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSSの遭難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先について考慮することとする(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

J128

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難通信及び安全通信に限る。

J129

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J130

1545-1555MHz 及び 1646.5-1656.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第9条の第Ⅱ節の手續の適用においては、無線通信規則第 44.1 号の 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第 44.1 号の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44.1 号の 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする(決議第 222(WRC-23、改)の規定が適用される。)。

J131

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J132

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J133

この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J134

無線測位衛星業務及び移動衛星業務に関しては、この周波数帯では、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626.5MHz の周波数帯で無線通信規則第 5.366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務及び無線通信規則第 5.367 号に従って運用する航空移動衛星(R)業務並びに 1614.4225-1618.725MHz 又は 1616.3-1620.38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 1621.35-1626.5MHz の周波数帯における GMDSS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用される。無線通信規則第 9 条第Ⅱ節の手順を適用する場合、1614.4225-1618.725MHz 又は 1616.3-1620.38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 2483.59-2499.91MHz(宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務の衛星網又はシステムであって、2023 年 11 月 20 日前に無線通信局によって完全な調整情報が受領されているものについては、無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。決議第 365(WRC-23)を適用する。

J135

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5.366 号(無線通信規則第 4.10 号が適用されるシステム)に従って運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価等方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHz を超えてはならない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯において、移動地球局の平均の等価等方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHz を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5.366 号に従って運用している局及び無線通信規則第 5.359 号に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J136

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。1613.8-1626.5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M.1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA.1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA.769-2 及び ITU-R 勧告 RA.1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J137

移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない(第 29.13 号適用)。1613.8-1626.5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610.6-1613.8MHz の周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R 勧告 M.1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA.1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R 勧告 RA.769-2 及び ITU-R 勧告 RA.1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J138

1614.4225-1618.725MHz 又は 1616.3-1620.38MHz(地球から宇宙)(決議第 365(WRC-23)の決議事項 5 参照)及び 2483.59-2499.91MHz(宇宙から地球)の周波数帯で GMDSS に用いる海上移動衛星業務は、決議第 365(WRC-23)で特定された静止衛星網並びに東経 75 度から東経 135 度まで及び北緯 10 度から北緯 55 度までの業務区域内に位置する関連地球局に限定される。決議第 365(WRC-23)を適用する。

J139

移動衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J140

1621.35-1626.5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、通告主管庁間で合意がなされたものでなければ、無線通信規則に従い 1610-1621.35MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局若しくは無線測位衛星業務の海上地球局、又は無線通信規則に従い 1626.5-1660.5MHz の周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局に対して追加の制約を課してはならない。

J141

1621.35-1626.5MHz の周波数帯で受信している海上移動地球局は、完全な調整情報が無線通信局により 2019 年 10 月 28 日より前に受領されたネットワークにおける 1621.35-1626.5MHz の周波数帯の移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)の地球局の割当てに制約を課してはならない。

J142

1631.5-1634.5MHz 及び 1656.5-1660MHz の周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無

線通信規則第 5.359 号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J143
移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、遭難通信、緊急通信及び安全通信に限る。

J144
この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J145
この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J146
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。

J147
この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000 秒間の期間のうち 2%以上で、10MHz の帯域幅で-181dB(W/m²)及び任意の 20kHz の帯域幅で-194dB(W/m²)を超えてはならない。

J148
この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第 744(WRC-23、改)を適用する。

J149
この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J150
無線通信規則第 5.380A 号を参照すること。

J151
1750-1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J152
この周波数帯は、決議第 223(WRC-07、改)に従って IMT に使用することができる。

J153
1710-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT 基地局としての高高度プラットフォーム(HIBS)の使用に特定される。この特定は、これらの周波数帯におけるアプリケーションの使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。決議第 221(WRC-23)の規定を適用する。HIBS は既存の一次業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号は適用しない。1710-1815MHz の周波数帯における HIBS の使用は受信に限り、2110-2170MHz の周波数帯における HIBS の使用は送信に限る。

J154
1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212(WRC-23、改)に従わなければならない(決議第 223(WRC-23、改)参照)。

J155
移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716(WRC-23、改)に従うことを条件とする。

J156
2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の、地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J157
2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA.1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J158
放送事業用の局は、電気通信業務用の局に対して優先権を有し、電気通信業務用と放送事業用との共用に当たっては、電波法第 102 条の 17 第 2 項第 2 号の規定に基づく照会結果を適用する。

J159
移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により生じる 4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J160
この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号は適用しない。

J161
2515-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J162
2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J163
2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J164
移動業務の局による 2545-2555MHz の周波数帯の使用は、2500-2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J165

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、移動衛星業務(航空移動衛星業務を除く。)(地球から宇宙)にも使用することができる。

J166

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第 9. 11A 号に従うものとする。

J167

この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J168

この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930-2950MHz の周波数帯に限る。

J169

2920-3100MHz 及び 9320-9500MHz の周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービーコンでは使用できない。

J170

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J171

この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J172

3100-3266MHz の周波数帯は、レーダービーコン及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J173

無線通信規則第 5. 432A 号及び第 5. 433A 号を参照すること。

J174

3400-3600MHz の周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

J175

この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J176

4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J177

航空移動(R)業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空機向けの電子機器(WAIC)のために保留する。この使用は、決議第 424(W RC-23、改)の規定に従うものとする。

J178

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

J179

無線通信規則第 5. 441 号を参照すること。

J180

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯における移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動業務を除く。)に限る。

J181

航空移動衛星(R)業務による 5000-5030MHz 及び 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J182

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の帯域幅で-124. 5dB(W/n²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないように、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-12、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

J183

航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価等方輻射電力密度は、ITU-R 勧告による規定がなされるまでは、－ 75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

J184

航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J185

無線通信規則第 5. 444A 号を参照すること。

J186

- 航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。
- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748(WRC-15、改)に従うものとする。
 - 決議第 418(WRC-15、改)に従った航空機局(無線通信規則第 1. 83 号参照)からの航空遠隔測定伝送。

J187

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J188

5150-5216MHz の周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz 又はそれらのいずれかの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において-159dBW/m2/4kHz を超えてはならない。

J189

固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィードリンクに限るものとし、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整することを条件とする。

J190

移動業務(航空移動業務を除く。)の局による 5150-5350MHz 及び 5470-5650MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC-23、改)に従わなければならない。ただし、5. 2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

J191

この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J192

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J193

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J194

5250-5350MHz の周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J195

この周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J196

5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J197

この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J198

この周波数帯で分配する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J199

この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第 229(WRC-23、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J200

この周波数帯において、5600-5650MHz の周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J201

5830-5850MHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J202

5925-6425MHz 及び 14-14. 5GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局は、決議第 902(WRC-23、改)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第 49 条の 24 の 2 に規定する携帯移動地球局」とする。決議第 902(WRC-23、改)の他の規定全てを適用する。

J203

6425-6429MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J204

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として、陸上移動業務の公共業務用にも使用することができる。

J205

深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射は、7190-7235MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 4 3A 号の規定は適用しない。

J206

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。無線通信規則第 9. 17 号を適用する。さらに、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J207

7190-7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号を適用しない。

J208

7250-7375MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則第 9. 21 号は、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムに関して、2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報が無線通信局に受領されている移動衛星業務の静止衛星網には適用されない。2025 年 1 月 1 日時点で完全な調整情報又は通告情報が無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J209

7375-7425MHz の周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J210

7375-7750MHz の周波数帯は、2025 年 1 月 1 日時点において、場合により完全な調整情報又は通告情報が無線通信局によって受領されている固定衛星業務で運用される非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用されている海上移動衛星業務の静止衛星網に対して、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J211

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J212

気象衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J213

この周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J214

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J215

宇宙研究業務(宇宙から地球)による 8400-8450MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

J216

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、その使用及び発達を妨げてはならない。

J217

海上無線航行業務による 8850-9000MHz 及び 9200-9225MHz の周波数帯の使用は、海岸に設置されるレーダーに限る。

J218

この周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5. 337 号に従い航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5. 471 号に掲げる国において一次業務で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

J219

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合において、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

J220

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

J221

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

J222

地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10. 0-10. 4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J223

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、9500-9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J224

この周波数帯で運用されている無線標定業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならず、そのレーダーからの保護を要求してはならない。また、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標定業務の局に対して優先権を有する。

J225

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線航行業務及び無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

J226

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービーコンは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。

J227

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 9800-9900MHz の周波数帯の使用は、9300-9800MHz の周波数帯を使用するシステムであって、その帯域幅よりも広い帯域幅を必要とするものに限る。

J228

9800-9900MHz 帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次業務で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、この局からの保護を要求してはならない。

J229

9975MHz-10. 025GHz の周波数帯は、二次業務で気象衛星業務(気象用レーダー用)にも使用すること

ができる。

J230

この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務以外の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J231

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10.95-11.2GHz (宇宙から地球)、11.45-11.7GHz (宇宙から地球)、12.2-12.75GHz (宇宙から地球)、13.75-14.5GHz (地球から宇宙)、17.3-17.7GHz (宇宙から地球)、17.8-18.6GHz (宇宙から地球)、19.7-20.2GHz (宇宙から地球)、27.5-28.6GHz (地球から宇宙)及び 29.5-30GHz (地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号は適用されない。これらの周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

J232

この周波数帯は、非静止衛星システムに限るものとし、一次業務で固定衛星業務 (宇宙から地球) にも分配する。

J233

無線通信規則付録第 30 号に掲げる地域計画に基づく放送衛星業務の局に対する割当ては、その送信がこの計画に従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務 (宇宙から地球) の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として放送衛星業務に使用しなければならない。

J234

12.2-12.5GHz の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J235

地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J236

航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、ドップラー航行援助装置に限る。

J237

地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J238

- 13.4-13.65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。
- 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務 (宇宙から宇宙) で運用される衛星システム
 - 能動宇宙検知器

- 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務 (宇宙から地球) で運用される衛星システム
- 宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J239

13.4-13.65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務 (宇宙から地球) 及び宇宙研究業務 (宇宙から宇宙) 又はそれらのいずれかの衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星 (能動) 業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J240

一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J241

無線通信規則第 5.502 号を参照すること。

J242

無線通信規則第 5.503 号を参照すること。

J243

この周波数帯において、移動衛星業務における携帯移動地球局及び航空機地球局は固定衛星業務における宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5.29 号から第 5.31 号までの規定を適用する。

J244

無線通信規則第 5.506A 号を参照すること。

J245

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

J246

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は 6m であり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hz でなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

J247

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用においては、地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から 22km の地点で海拔 0m から 19km までの全ての高度において、-151.5dB (W/(m²・4kHz)) を超えてはならない。

J248

放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用においては、地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。

J249

14.5-14.8GHz の周波数帯において、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務 (地球から

宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

J250

14.8–15.35GHzの周波数帯の分配は、決議第678(WRC-23)に従い、地球から2×10⁶ km未満の距離における宇宙から宇宙、宇宙から地球及び地球から宇宙の方向で運用される衛星システムに限り、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。宇宙研究業務(宇宙から地球)(地球から宇宙)による14.8–15.35GHzの分配は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、インド、イラク、日本、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンにおける地上業務に対して二次的基礎とする。

J251

無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J252

この周波数帯における無線標定業務の局の電力束密度は、15.35–15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯域幅当たり時間率2%以上で−156dB(W/m2)のレベルを超えてはならない。

J253

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第4.10号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従わなければならない。

J254

無線通信規則第5.511A号を参照すること。

J255

この周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

J256

固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3–18.1GHz及び18.1–18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のフィーダリンクに限る。

J257

17.7–19.7GHz(宇宙から地球)及び27.5–29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第169(WRC-23、改)が適用される。

J258

この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J259

18.1–18.6GHz、18.8–20.2GHz及び27.5–30GHzの周波数帯又はその一部の周波数帯においては、衛星間業務の宇宙局の使用には決議第679(WRC-23)が適用される。これらの周波数帯の使用は、宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務又はそれらのいずれかの利用並びに宇宙における産業医療活動において生成されるデータの送信に限る。これらの周波数を使用する際、主管庁は、衛星間業

務が前述の目的にのみ使用されること及び無線通信規則第9.11A号の調整対象でないことを保証しなければならない。宇宙局による18.1–18.6GHz、18.8–20.2GHz、27.5–29.1GHz及び29.5–30GHzの周波数帯の使用について、分配は非静止衛星間又は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。宇宙局による29.1–29.5GHzの周波数帯の使用について、分配は非静止衛星と静止衛星間の衛星間リンクに制限される。無線通信規則第4.10号は適用しない。

J260

この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第21.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。

J261

固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmを超える軌道を持つシステムに限る。

J262

無線通信規則第5.523A号を参照すること。

J263

固定衛星業務(地球から宇宙)による19.3–19.6GHzの周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。

J264

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフィーダリンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9条(第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号の規定を適用する。

J265

無線通信規則第5.523C号を参照すること。

J266

無線通信規則第5.523E号を参照すること。

J267

19.3–19.7GHzの周波数帯における移動衛星業務の非静止衛星網のフィーダリンクを保護するため、この帯域において決議第679(WRC-23)に従って運用する衛星間業務の宇宙局により生ずる地球表面での電力束密度の値は、全ての到来角に対して、国際周波数登録原簿に登録された上記フィーダリンク地球局から150km以内の地点において、任意の1MHzの周波数帯域幅において−140dB(W/m²)を超えてはならない。

J268

固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7–20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J269

19.7–20.2GHz(宇宙から地球)、28.45–29.1GHz(地球から宇宙)、29.46–30GHz(地球から宇宙)及び40–40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J270

移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30GHz の周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J271

19. 7-20. 2GHz 及び 29. 5-30GHz の周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第 4. 10 号は適用されない。

J272

20. 1-20. 2GHz 及び 29. 9-30GHz の周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、 1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J273

移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第 5. 524 号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J274

20. 2-21. 2GHz 及び 30-31GHz の周波数帯において、完全な調整情報又は通告情報が、2025 年 1 月 1 日時点で無線通信局に受領されている非静止衛星システムは、無線通信規則に従って運用する移動衛星業務の静止衛星網に対して許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

J275

関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高 3m において、時間率 20%以上で- 120. 4dB (W/(m2・MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R 勧告 P. 452 (ITU-R 勧告 B 0. 1898 を参照) に基づかなければならない。

J276

この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。

J277

地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J278

宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも 54km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第 9. 17 号及び第 9. 18 号は適用しない。

J279

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J280

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4. 5m とする地球局に限る。

J281

この周波数帯については、放送衛星業務のフィードリンクの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィードリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J282

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

J283

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R 勧告 SA. 1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242 (WRC-23、改)を適用する。

J284

この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

J285

27. 500-27. 501GHz 及び 29. 999-30. 000GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J286

27. 501-29. 999GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J287

この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィードリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J288

27. 9-28. 2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム(HAPS)にも割り当てることができる。HAPS による当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPS に割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145 (WRC-07、改)を参照すること。

J289

28. 45-29. 1GHz の周波数帯を使用する移動業務のローカル 5 G の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。

J290

この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J291
無線通信規則第 5.535A 号を参照すること。

J292
無線通信規則第 5.541 号を参照すること。

J293
29.5–30GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局は、決議第 156(WRC-23、改)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J294
固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21.3 号及び第 21.5 号に定める電力制限値を適用する。

J295
29.95–30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J296
無線通信規則第 5.543B 号を参照すること。

J297
宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えないことを条件とする。

J298
31.8–33.4GHz、37–40GHz、40.5–43.5GHz、51.4–52.6GHz、55.78–59GHz 及び 64–66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる。

J299
32.3–33GHz の周波数帯における衛星間業務、32–33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31.8–32.3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707(WRC-23、改)参照)。

J300
航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J301
この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ビームの中心から 0.8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB(W/m²)を超えてはならない。

J302
地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の 36–37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752(WRC-07)を適用する。

J303
固定衛星業務の非静止衛星システムによる 37.5–39.5GHz(宇宙から地球)、39.5–42.5GHz(宇宙から地球)、47.2–50.2GHz(地球から宇宙)及び 50.4–51.4GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛

星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9.12 号の規定が適用される(他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない)。決議第 770(WRC-19)も適用され、無線通信規則第 22.2 号も引き続き適用される。

J304
37.5–38GHz の周波数帯において遠地点高度が 407km を超え 2000km 未満で運用する固定衛星業務の非静止衛星システムは、36–37GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(受動)を保護するため、固定衛星業務の宇宙局に対して天底から 65.0 度を超える角度においては、宇宙局ごとの 36–37GHz の周波数帯における不要等価等方輻射電力が-21dB(W/100MHz)を超えてはならない。

J305
38–39.5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム(HAPS)での使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定業務、移動業務及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5.43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則における優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星業務、固定業務及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168(WRC-23、改)に従う。

J306
移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システム及び固定衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムによる 39.5–40GHz 及び 40–40.5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9.12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第 22.2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

J307
無線通信規則第 5.551H 号を参照すること。

J308
無線通信規則第 5.551I 号を参照すること。

J309
この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J310
43.5–47GHz 及び 66–71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

J311
47.2–49.2GHz の周波数帯は、40.5–42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J312
47.2–47.5GHz 及び 47.9–48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム(HAPS)に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122(WRC-07、改)の規定に従うことを条件とする。

J313

48. 94-49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J314

51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J315

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2. 4m のゲートウェイ地球局に限定される。

J316

この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J317

衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57-58. 2GHz 及び 59-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道上にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m2/100MHz を超えてはならない。

J318

55. 78-56. 26GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、-26dB(W/MHz)に制限する。

J319

航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J320

衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、-147dBW/m2/100MHz を超えてはならない。

J321

無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J322

固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J323

この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J324

81-81. 5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J325

固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のフィ

ーダリンクに限定される。

J326

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダー用に限る。

J327

宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体は、94-94. 1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J328

105-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J329

衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-148dB(W/(m2・MHz))を超えてはならない。

J330

地球探査衛星業務(能動)による使用は、133. 5-134GHz の周波数帯に限る。

J331

衛星間業務による 174. 8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において-144dB(W/(m2・MHz))を超えてはならない。

J332

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J333

237. 9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

J334

235-238GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(受動)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。

J335

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J336

1000-3000GHz の周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

J337

(275-450GHz の周波数帯での固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションの運用)
275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz 及び 356-450GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)を

保護するために特定の条件を必要としない陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz 及び 333-356GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)のアプリケーションの保護を確実にする特定の条件が決議第 731(WRC-23、改)に従って決定される場合にのみ、固定業務及び陸上移動業務のアプリケーションで使用できる。

電波天文のアプリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動業務及び固定業務又はそれらのいずれかのアプリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731(WRC-23、改)に従いケースバイケースで、特定の条件(例えば、最小離隔距離及び回避角度等又はそれらのいずれか。)が必要になる場合がある。

陸上移動業務及び固定業務のアプリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。